

2014 司法書士全国総合模試②

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 (平成26年4月2日申請分)

1 募集株式の発行／取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行

募集株式の発行による変更後の資本金の額については、大部分の答案において「金4億5000万円」とされていました。これは、すなわち、増加する資本金の額を5000万円と判断されたこととなります。この額は、募集事項の決定において定められた(一株当たりの)払込金額1万円×(発行された募集株式の数)1万株＝金1億円を資本金等増加限度額として、その半額を資本金に計上したものと思われます。しかし、資本金等増加限度額の計算は、会社が決定した払込金額ではなく、実際に会社が払込みを受けた金銭の総額に基づいて行わなければなりません(会社計算規14条)。ですから、今回の事案における資本金増加限度額は、(一株当たりの)「申込」金額1万6000円×(発行された募集株式の数)1万株＝金1億6000万円であり、増加する資本金の額は、8000万円でした。要するに、募集事項の決定における払込金額は、その下限を予定するものであり、それを上回る払込みを受けた場合、超過額をも資本金の額とすべきなのです。このことは、募集事項の決定における募集株式の数が、その上限を予定するものであり、実際に発行等された株式の数が当該数を下回っても、当該発行は有効であること(打ち切り発行)と併せて、意識しておかれるとよいでしょう。

取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行については、みなさんよくできていました。日付を3月17日とする解答が散見されましたが、日付を異にする数回の取得の請求分をまとめて登記する場合、月の末日付とすることを押さえてください。また、発行済株式の総数について、4月1日募集による発行で9万株、3月31日取得請求による発行で10万株のように逆転してしまっている答案が散見されました。こう書いてしまうと、まるで株式数の減少があったかのようになり、おかしいですね。「発行済株式の総数」「各種の株式の数」及び「資本金の額」については、時系列上の変更の過程を追って正確に記載するよう心がけてください。

2 株式の譲渡制限に関する規定の変更

登記の事由及び登記すべき事項における原因を「株式の譲渡制限に関する規定廃止」のようにする答案が散見されました。たしかに、本問の申請会社は「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する」旨の登記があり、普通株式とA種類株式を発行する非公開会社・種類株式発行会社であったところ、A種類株式については譲渡制限株式の定めを廃止し、公開会社となった事案でした。しかし、普通株式の譲渡制限株式の定めは残っているので、「株式の譲渡制限に関する規定の変更」を登記の事由、

「変更」を原因として「当会社の普通株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する」旨とする変更の登記をすべきでした。

3 役員の変更

上記2の定款の変更（全種類の株式についての譲渡制限株式の定めがあった会社が、一部の種類株式について譲渡制限株式の定めを廃止すること）は、非公開会社が公開会社となることを意味し、このことは、（原則として）役員が任期満了する事由です。本問では、取締役及び監査役が全員任期満了し（これに伴い、代表取締役は資格喪失し）、同日全員再任した、という事案になっていました。気になったのは、これらの者について、「平成26年3月16日退任」と「同日就任」というように原因年月日を分けて書いている答案が結構あったことです。役員「重任」とは、任期満了による「退任」と同日「就任」を縮約した登記上の表現ですが、ここでいう任期満了とは「選任後〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」に限定されるものではありません。本問のような定款の変更による任期満了の場合においても、「重任」という原因を使用して差し支えないとされています。

また、会計監査人について重任の登記をしてしまっている答案が散見されました。会計監査人について公開会社となる定款の変更は任期満了の事由ではないこと（よって、本問の事案において再選の決議もされていない。）、また、公開会社となる定款変更が決議された株主総会は定時株主総会ではないことから、かかる登記をするいわれはなかったこととなります。

ところで、本問第1欄の添付書面のミスは、主に、定款の定めに基づき株主総会の決議により選定された代表取締役の就任による変更の登記について生じていたことが窺えます。まず、取締役会設置会社は、取締役会が法定の選定機関なので、株主総会の決議により選定することができる旨の定め（会社法295条2項）を証するための「定款」。この遺漏が目立ちました。なお、定款添付は募集株式の発行について、種類株主総会の決議（会社法199条4項）を要しないことの証明としても必要な事案でした。次に、「就任承諾書」が1通不足する解答が多かったのは、代表取締役の分の付け忘れではないでしょうか。取締役会設置会社の代表取締役については、必ず就任承諾書を添付してください。非公開会社・非取締役会設置会社において株主総会がその本来の権限として代表取締役を選定した場合、取締役の就任承諾書と別に代表取締役の就任承諾書の添付は求められないこととは区別が必要です。また、「印鑑証明書」の通数が1通にとどまる答案が目立ちました。代表取締役の就任承諾書への押印については、再任なので不要です（商登規61条2項、3項）。これに対し、株主総会の議長及び出席取締役（計4名）の個人の実印についての印鑑証明書は、必要となります。選定に係る株主総会議事録に登記所届出印の押印がある旨の記載がなかったからです。この点は、非取締役会設置会社において株主総会が代表取締役を選定した場合と同様に考えるべきでした（商登規61条4項1号）。なお、登記所届出印の押印の有無については、「届出印」とか「登録印」とかの表

現だけから即断しないようにしてください。届け出先が管轄登記所かそれ以外（市区町村（長））かが判別の基準です。ちなみに、市区町村（長）登録印については、これを単に役員「個人の実印」と表現する例も、過去の司法書士試験にありました。

第2欄（平成26年7月2日申請分）

2回目の申請になる分については、2つの消極事項（株式の分割及び目的の変更）がある事案でしたが、それらも含めて全部書いてしまっている答案が目立ちました。

1 株式無償割当て

変更後のA種類株式の数を間違っている答案がたいへん多かったです。自己株式の取扱いに注意すべき事案でした。自己株式がある場合の株式無償割当てに関しては、まず、自己株式について（すなわち、株主の一人である当該株式会社に対して）割当てをしないことに注意してください。これは会社法の規律であり、絶対です。このことを前提に、株式無償割当てにより交付すべき株式の総数を出します。本問では、1対1の割当てですから、4万株マイナス自己株式5000株＝3万5000株です。次に、割り当てる株式として自己株式を使うか否か、また何株を使うのかを事案に即して読み取ってください。自己株式を優先的に使えなどという規律はないので、ケース・バイ・ケースです。本問では、5000株全部を使うこととしています。最後に、株式無償割当てにより交付すべき株式の総数から使用する自己株式の数をマイナスすると、増加する株式の数が算出できます。本問では、3万5000株マイナス自己株式5000株＝3万株であり、A種類株式の数（及び発行済株式の総数）がこの数だけ増加することになります。

2 利益準備金の資本組入れ

正解された答案はほとんどありませんでした。この増加する資本金の額の計算の前提となった諸知識は、択一式対策として押さえておくべきものなので、以下、ごく簡単に列挙しておくので、一覧して知らないことがあったら再確認してみてください。

- ① 募集株式発行の際、資本金の額に計上しない分は、増加する資本準備金の額となる。
- ② 剰余金の配当をする場合、一定額準備金への積立てを行う。10円配当するなら（配当額の外で）1円積み立てる。配当の原資がその他利益剰余金なら、利益準備金に積み立てる。その他資本剰余金からなら、資本準備金。
- ③ ②の積立てには上限がある。すなわち、利益準備金と資本準備金の合計額が資本金の額の4分の1になれば、それを超える積立ては不要。

なお、添付書面については、「資本金の額の計上に関する証明書」（商登規61条5項）を書いてしまっている答案が目立ちました。利益準備金、その他利益剰余金、資本準備金又はその他資本剰余金のいずれの資本組入れの登記の申請であっても、この書面の添付は不要であることを押さえてください。「減少に係る利益準備金の額が計上されたことを証する書面」等（商登法69条）の添付で十分だからです。

3 役員の変更

取締役会で選定された代表取締役Bの就任による変更の登記を申請すべきでした。これは比較的よく書けていました。株主総会で選定された代表取締役A（第1欄で就任登記申請済み）の退任の登記をする答案が散見されましたが、これは必要ありません。代表取締役の選定方法を変更した事案ではないので、Aの代表権は喪失しないからです。本問の事案は、当初から取締役会の法定の選定権限と定款による株主総会の選定権限が併存していたものとみるべきでしょう。なお、後記第3欄（消極事項）3その他でも再度触れます。

退任した会計監査人「E監査法人」につき、「監査法人」の文字を欠く解答が散見されました。会計参与や会計監査人が法人である場合、「税理士法人」や「監査法人」の文字は、法人の名称の一部として出ていることが多いです（お約束）。（考えてみれば、これはなにも必然的なことではなく、例えば、「会計監査人 H」とあり、別途「Hは監査法人である。」という事実が示される、といった出題のしかたがあってもおかしくはない。）本問では、別紙1に「会計監査人 E監査法人」と出ている以上、登記すべき事項の記載においても、その文字を省略できません。

第3欄（消極事項）

1 株式の分割

発行可能種類株式総数に関する会社法114条2項の規定に違反することが、登記することのできない理由でした。当該株式会社の他の株式を取得の対価とする取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行し、又は新株予約権を発行している種類株式発行会社にあつては、特にこの規定に反する事態を生じないか、注意するようにしましょう。

2 目的の変更

株主総会の決議の成否については、その判断が苦手な方が多いと思われます。しかし、全員出席及び全員賛成になっていない事案については、何か問題がないか、必ず探ってみるようにしてください。本問の定時株主総会では、出席株主の議決権の数から見て、定足数が完全に排除された普通決議しか成立しえず、定款の変更等に必要な特別決議（及び役員の新選任決議）の定足数を充足し得ない事案になっていました。なお、会計監査人の不再任及び選任は、普通決議で足りる事項です。

3 その他（積極）

①取締役会設置会社であることを理由に、株主総会により選定された代表取締役Aの就任を消極とする答案又は、②株主総会により選定する旨の定款の定めを理由に、取締役会により選定された代表取締役Bの就任を消極とする答案が、それぞれ散見されました。①のように解答した方は、会社法295条2項にいう、取締役会設置会社における株主総会の決議事項として「定款で定めた事項」については、特に制約がないこと、従って、株主総会の決議で代表取締役を選定する旨の定款の定めは有効であることを押さ

てください。②については、上記にかかわらず、取締役会の法定の権限を奪うことはできないため、株主総会の決議で代表取締役を選定する旨を定款で定めても、取締役会による選定は可能であることを知っておきましょう。

また、資本準備金でなく利益準備金であることを理由として、資本組入れの登記を消極とする答案もありました。会社法施行後しばらくそういう扱いでしたが、会社計算規則の改正により、現在では、利益準備金・その他利益剰余金いずれの資本組入れも可能です。